

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

- 指定管理者の指定【産業経済局農林水産部総合農事センター】 2

### ◇ 公 告

- 農用地利用集積計画【産業経済局農林水産部農林課】 3

### ◇ 病 院 局

- 北九州市病院局職員衛生委員会規程の一部を改正する規程【病院局総務課】 4

北九州市告示第19号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和47年北九州市規則第34号)第9条の規定により、北九州市立総合農事センターの指定管理者を次のとおり告示する。

平成30年1月25日

北九州市長 北橋 健治

指定管理者に管理を行わせる施設	指定管理者に指定したもの		指定する期間
	名称	住所	
北九州市立総合農事センター	ワールドミクニ共同事業体	北九州市小倉北区大手町1番2号	平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

北九州市公告第 39 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第 19 条の規定により、次のとおり公告する。

平成 30 年 1 月 25 日

北九州市長 北 橋 健 治

（掲示により別紙省略）

北九州市病院局管理規程第1号

北九州市病院局職員衛生委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年1月25日

北九州市病院局長 古川 義彦

北九州市病院局職員衛生委員会規程の一部を改正する規程

北九州市病院局職員衛生委員会規程（平成17年北九州市病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条」を「第18条第1項」に改め、「衛生委員会」の次に「（以下「委員会」という。）」を加える。

第2条中「衛生委員会」を「委員会」に改める。

第4条第1項第1号中「事務局長」を「職員で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの」に改め、同項第2号中「の職にあるもの、産業医の職にあるもの又は対象事業場の衛生に関連する職にあるもの」を「及び産業医」に、「4名」を「各1名」に改め、同項第3号中「4名」を「6名」に改め、同条第2項中「委員」の次に「のうち4名」を加え、「推せん」を「推薦」に改める。

第7条第1項中「議長が必要と認めるとき、又は委員の3分の1以上の請求があったとき」を「毎月開催するものとし」に改める。

付 則

この規程は、平成30年2月1日から施行する。